

つるぎ町立半田幼稚園小野分園の廃止について

- 1 申請者 つるぎ町教育委員会
- 2 申請年月日 平成21年12月10日
- 3 廃止幼稚園名 つるぎ町立半田幼稚園小野分園
- 4 廃止の事由 半田幼稚園小野分園は、急速な人口の減少と少子化により平成19年度以降は休園としていた。園児数の著しい減少と社会環境の変化（放課後児童、園児育成事業を実施している校区への希望）により、今後、半田幼稚園小野分園に就園する園児は見込めないため、廃止することとなった。
- 5 廃止の時期 平成22年3月31日

資料

幼稚園の設置廃止に関する関係法令等一覧

○ 学校教育法第4条（設置廃止等の認可）

市町村立幼稚園の設置廃止は都道府県の教育委員会の認可を要する。

(設置廃止等の認可)

第4条 国立学校、この法律によって設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校のほか、学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ該当各号に定める者の認可を受けなければならない。

一 (省略)

二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校・・・都道府県の教育委員会

○ 学校教育法施行規則第15条（学校等の廃止の認可申請・届出手続き）

廃止の事由及び時期並びに幼児等の処置方法を記載する。

(学校等の廃止の認可申請・届出手手続き)

第15条 学校若しくは分校の廃止についての認可の申請又は届出は、認可申請書又は届出書に、廃止の事由及び時期並びに幼児、児童、生徒又は学生の処置方法を記載した書類を添えてしなければならない。

○ 市町村立学校の設置、廃止等の手続きに関する規則第3条（学校の廃止）

【徳島県教育委員会規則第7号】

学校教育法施行規則第15条に規定するもののほか、条例の写しを添える。

(学校の廃止)

第3条 法第4条の規程により学校廃止の認可を受けようとする者は、規則第15条に規定するもののほか、廃止に関する当該地方公共団体の条例の写しを添え県教育委員会に申請しなければならない。

※法・・・学校教育法 規則・・・学校教育法施行規則

【参考】地方分権改革推進委員会 第2次勧告より

<基礎自治体への権限移譲の推進>

(市町村立幼稚園の設置及び廃止)

市町村立幼稚園の設置・廃止に関する権限は、設置主体の市町村に移譲し、認可制から届出制とすべき。

※ 平成21年度通常国会にて学校教育法の改正を行い、平成22年度より施行予定。

四國全町さるの島県徳

卷四

